

奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める意見書

「奨学金」を受給する学生の割合は、大学生で平成14年度の31.2%から平成24年度には52.5%へと増加している。その背景には、私立大学初年度納付金の平均が1,311,644円、国立大学では標準額で817,800円と上昇していることや、家庭収入が減少していることにより、奨学金を必要としている学生等が増加している状況がある。

一方、非正規雇用の増加により、卒業後に厳しい経済状況に置かれているものもおり、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金返還延滞者は約32万8千人に及んでいる。同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限猶予、減額返還、返還免除などの制度を設けているが、同機構の調査によると返還期限猶予制度では延滞者の35.7%、減額返還制度では51.0%が「知らなかった」と回答している。

国においては、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の批准書に寄託した際に留保していた高等教育の「特に、無償教育の漸進的な導入により」の規定を、平成24年に撤回しており、高等教育における無償化を漸進的に導入することが求められるようになった。

よって国においては、若者を社会全体で応援し、急速に進む少子高齢化や地方の衰退に歯止めをかけるため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 貸与型奨学金については、「有利子から無利子へ」を施策方針とし、実施しているところであるが、早期に無利子奨学金を実現すること
- 2 所得に応じた無理のない返済制度を設計した新所得連動返還型奨学金制度を早期に確立すること
- 3 授業料減免の拡充を実行すること、また、給付型奨学金制度を大学等に導入するとともに高校については拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

平成28年3月24日

川口市議会議長

稲川和成

内閣総理大臣
文部科学大臣
衆議院議長
参議院議長
様